

いじめ防止の基本方針

1. いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、どの学校、どのクラスでも起こり得るものであり、誰もが加害者・被害者にもなり得るとの認識に立ち、生徒・保護者・学校・地域が一丸となりこの問題に取り組むものである。

2. いじめの定義

①いじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②具体例

- ・暴力・肉体的ないじめ

殴る・蹴るなど、暴力を伴うもの、直接身体に害を及ぼすものを指す。

- ・集団で無視する

集団による無視、仲間はずれで「ない者」として扱うことで、本人の心を徐々に蝕んでいく。

- ・悪口陰口等、言葉によるいじめ

本人に聞こえない場で言う場合と、わざと本人に聞こえるように言う場合とがある。

- ・物品を隠すなど、物質的ないじめ

物品を隠す、または落書きなどして使えないようにする、取り上げる、壊すなど。

- ・物事の強要

使い走りや嫌なこと・恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること。

- ・SNS・ネット上のいじめ

悪口を書き込まれたり、個人情報を晒されたり、または一人だけ除外されたグループが作られたりする。インターネット上の掲示板や SNS でなどでもいじめが行われることがある。

- ・勉強や行動の妨害

グループワークを特定の個人に押しつける、授業・実習でわざとミスをするように仕向けるなど、行動を妨害することによりいじめる場合もある。

- ・間違った情報を与える

意図的に間違った情報を与えることでミスを誘発する。

- ・いじめを捏造する

加害者が「いじめを受けました」と訴え、いじめを捏造するケースもある。

- ・嘲笑する、バカにする

失敗を執拗に責め立てたり、囁き立てたりして、相手を嘲笑する。

3. いじめを未然に防止するための取り組み

○入学時・各年度のはじめに方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめ防止の取り組みを推進する。

○学級活動・学年集会・学校集会・授業などを通じて人権教育の充実を図る。

○委員会・生徒会・部活動などを通じて、生徒自らがいじめ防止を考える。

○学校行事を通じて、お互いを尊重して協力し合う精神や、人と関わることを喜びと感じる心や達成感を養う。

○外部機関と連携してSNSなどの負の作用を理解させ、情報モラルの指導を行うとともに家庭への協力を依頼する。

○自校・自分に誇りを持たせるとともに心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、「東京高校ではいじめは絶対に許されない」という感性を育てる。

4. いじめ等の早期発見と情報収集

○毎日のホームルーム活動・ロングホームルーム・生徒との個人面談・三者面談・学年別懇談会・親師会例会・常務委員会などを通じて、生徒・保護者とのコミュニケーションを大切にする。

○教員は、生徒の発する小さなサインを見逃さないようにして、日常的な声掛け・生徒観察を積極的に行い、また他の教員と情報交換をしながら、学校全体の情報として共通理解に努める。

○教室・校内施設などの巡回により、生徒の変化を察知する。

○昼休みには校内や登下校時の通学路などのパトロールを実施する。

○家庭との間で、きめ細かい連携が図れるように努力する。

5. いじめが発生した場合の対応

- いじめまたはいじめの兆候を発見したり、通報を受けた場合には特定の教員だけではなく抱え込まずに、事実確認・指導・事後確認を保護者と連携しながら組織的に対応する。
- いじめ問題は「*いじめ対策委員会」にて関連情報を共有し、組織的にその解決にあたる。
- いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒を守り、保護者に対する支援を行う。
- いじめを行った生徒に対する指導と、その保護者に対する助言を行う。
- いじめが犯罪行為として認められる場合には、教育的な配慮をし、被害者の立場を尊重したうえで、ただちに警察に相談・通報の上、連携して対応する。

* 「いじめ対策委員会」の構成員は校務分掌に規定する。

6. いじめ重大事態への対処

- (1) 東京都に連絡・報告・相談を速やかに行うとともに事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒・保護者に対して必要な情報を迅速かつ正確に伝える。
- (3) 東京都や警察、児童相談所、関係諸機関と連携し、解決に向け徹底した対応を図る。

《参考》いじめ重大事態とは「いじめ防止対策推進法第28条第1項」で、以下のように定義している。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等（児童生徒）の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈具体的には以下の場合が該当する。〉

- (a) 生徒等が自殺を図った場合（軽傷で済んだ場合を含む）
- (b) 生徒等が心身に重大な被害を負った場合
- (c) 生徒等の金品等に重大な被害が生じた場合
- (d) いじめによって転校などを余儀なくされた場合

7. 「東京高校いじめ防止基本方針」見直しのプロセス

- (1) 「いじめ防止基本方針」に限らず東京高校でのいじめへの取り組み方については、職員会議・校務連絡会の議題として取り上げ、見直しの必要があれば、内容を検討する。
- (2) いじめ対策委員会において、議題として扱い、見直す必要があれば内容を検討する。

2025年4月1日
東京高等学校長 鈴木 徹